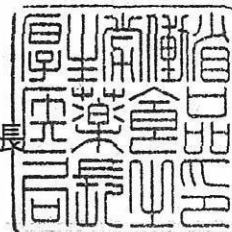




薬食発第 1219001 号
平成 19 年 12 月 19 日

都 道 府 県 知 事 殿
各 地 方 厚 生 (支) 局 長 殿

厚生労働省医薬食品局長



麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する
政令の一部を改正する政令の施行について（通知）

平成 19 年 12 月 19 日政令第 380 号をもって、麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令（平成 2 年政令第 238 号。以下「指定政令」という。）が、別添のとおり一部改正されたので、下記事項について御了知の上、関係各方面に対する周知徹底及び適切な指導方御配慮願いたい。

記

第 1 改正要旨

1 改正の概要

次に掲げる物質については、麻薬と同種の有害作用及び麻薬と同種の濫用のおそれが確認されたことから、これを新たに麻薬として指定するため、指定政令を改正したものである。

- ① 2-(4-エチルスルファニル-2, 5-ジメトキシフェニル)エタンアミン
- ② 2-(2, 5-ジメトキシ-4-イソプロピルスルファニルフェニル)エタンアミン
- ③ 2-(4-ヨード-2, 5-ジメトキシフェニル)エタンアミン

2 改正の内容

次の物質を麻薬に指定したこと。（指定政令第一条関係）

- ① 2-(4-エチルスルファニル-2, 5-ジメトキシフェニル)エタンアミン及びその塩類
- ② 2-(2, 5-ジメトキシ-4-イソプロピルスルファニルフェニル)エタンアミン及びその塩類
- ③ 2-(4-ヨード-2, 5-ジメトキシフェニル)エタンアミン及びその

塩類

3 施行期日

公布の日（平成 19 年 12 月 19 日）から起算して 30 日を経過した日（平成 20 年 1 月 18 日）から施行するものであること。

第2 改正政令の施行に当たっての留意事項

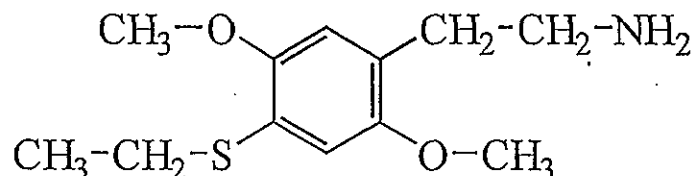
- ① 医薬品製造業者、医師、歯科医師、獣医師、研究者及びその他の者が業務又は研究のため、今般麻薬に指定される物質（以下「麻薬指定物質」という。）を継続して取り扱う場合には、施行日以降、麻薬及び向精神薬取締法（以下「麻向法」という。）による規制を受けることとなることから、施行日までにあらかじめ麻薬施用者、麻薬研究者等の免許取得等必要な手続を行わせるとともに、記録、保管、届出等の規制事項を指導し、管理不備に起因する事故が発生しないよう指導されたいこと。
- ② 既に麻薬研究者等の免許を取得している者が、麻薬指定物質を取り扱う場合についても、①と同様に記録、保管、届出等規制事項を指導し、管理不備に起因する事故が発生しないよう指導されたいこと。
- ③ ①及び②について、麻向法第 49 条等の規定に基づく麻薬研究者等の届出書に記載する期初在庫数量については、施行日（平成 20 年 1 月 18 日）現在の在庫数量を記載するよう指導されたいこと。
- ④ 医薬品製造業者、研究者及びその他の者が所有している麻薬指定物質のうち、今後必要としないものについては、指定政令等の改正の施行前であれば廃棄するよう指導するとともに、施行後であれば所有権を放棄するよう指導されたいこと。また、廃棄するときは、焼却その他の当該物質を回収することが困難な方法によることについても指導されたい。なお、施行日以降に発見した場合は、所定の調査を行い状況に応じた措置をとられたいこと。

第3 物質の構造式等

- ① 化学名：2-(4-エチルスルファニル-2,5-ジメトキシフェニル)エタンアミン

通 称：2C-T-2

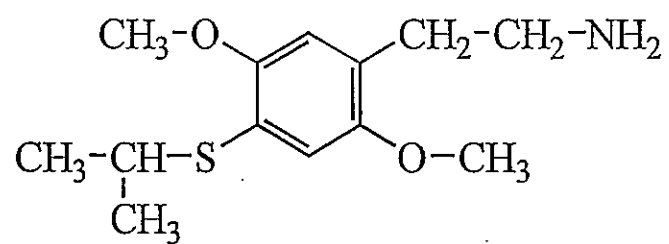
構 造：



- ② 化学名：2-(2,5-ジメトキシ-4-イソプロピルスルファニルフェニル)エタンアミン

通 称 : 2 C - T - 4

構 造 :



③化学名 : 2-(4-ヨード-2,5-ジメトキシフェニル)エタンアミン

通 称 : 2 C - I

構 造 :

